

# 第7回個人情報保護制度の見直し に関する検討会 地方ヒアリング 提出資料

令和2年9月7日  
全国知事会

# 「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理案」のポイント(地方公共団体関連)

## ◆主な論点

- ① 個人情報保護の水準、保護と活用のバランス、我が国全体の制度の整合性確保のための検討方法
- ② ①の要請を満たしつつ、各地域の独自の保護・活用の要請への配慮と制度の安定性確保のために必要な制度の在り方

# 本日の説明要旨

1. 「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理案」に対する各都道府県の意見集約結果
2. 地方公共団体の個人情報保護制度に係る今後の検討の進め方に対する意見・要請

# 1. 「個人情報保護上制度の見直しに向けた中間整理案」に対する都道府県の意見集約結果

## 【「主な論点」に対する意見総括】

- ✓ 国と地方の役割分担では、国がルールや運用の統一化を図る場合でも、全国一律とする事項を明確化した上で、それ以外は地方自治体の創意工夫に任せるなど、地方の自主性を尊重すべきとの意見が多数。
- ✓ 地方公共団体の条例の制定経緯や地方自治の観点等から、その内容に差異が見られることはやむを得ないとの意見が多数。
- ✓ よって、個人情報の「活用」の観点等から、法の規定を直接適用する手法が望ましいとの意見が多いが、仮に法の直接適用を受けても、地方公共団体の実情を踏まえて条例による規律を認めるべきとの意見が多数。

# ◆主な論点

## ①保護水準、保護・活用のバランス、全体の制度の整合性確保のための検討方法

### 【論点】

国の役割と地方自治（国との役割分担、地方の自主性・自立性）との関係

### 【意見】



■国が主導

■国が統一しても地方に配慮

■地方の自主性を尊重

#### ◆国が主導で

- 個人情報保護制度の法による一元化を検討する場合、各地方公共団体の条例が不要となる程度の緻密性を持った法律を制定できれば問題ない
- 個人情報保護については、国と地方公共団体の間、地方公共団体間で水準の差が生じることは適切でないため、マイナンバー制度のように全国一律とすべき

#### ◆国が統一しても地方の自主性に配慮を

- 地方公共団体の条例は「個人情報保護」が最重要観点であることに鑑み、国と地方公共団体の役割は、地方公共団体が個人情報の保護を、国が推進する個人情報の利活用は、国が法令等の規定を直接適用する手法等で役割分担できないか
- 政策課題に係る検討の結果、我が国全体において整合性を取るべき分野においては、国において立法措置を講じる等適切に対応する必要がある一方、その他の分野では、地方公共団体の主体性・創意工夫に任せることが、地方自治の尊重の観点からも望ましい

#### ◆地方の自主性を尊重

- 国が本来果たすべき役割を限定的に捉えた上で、地方の自主性を尊重すべき

**国がルール等の統一化を図る場合でも、全国一律とする事項を明確化した上で、それ以外は地方自治体の創意工夫に任せるなど、地方の自主性を尊重すべきとの意見が多数**

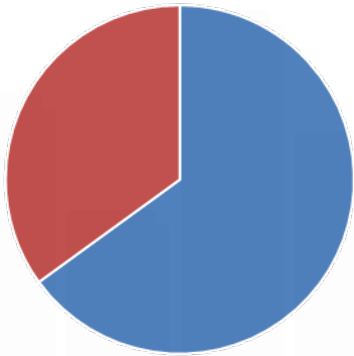
# ◆主な論点

## ①保護水準、保護・活用のバランス、全体の制度の整合性確保のための検討方法

### 【論点】

国際的に整合の取れた制度とするための規律の在り方

### 【意見】



■ 国において検討すべき  
■ 検討の必要性不明瞭

#### ◆国において検討すべき

- 国際的に整合をとる必要がある場面では、基本的には国において適切に対応すべきと思われる
- 国際的枠組みについては、国家的な視点による検討が必要となるため、国において論点整理し、場合によっては法による規定も必要と考える
- 多くの地方公共団体では国際的な制度に関する情報収集が難しいことから、国において全国統一したルールを示されたい

#### ◆必要性が不明瞭

- 国際的な視点から個人情報の利活用を行うことに関する具体的なニーズの把握はできていない
- そもそもの必要性等が明確ではない

**G D P R 十分性認定等の国際的な枠組みについて知見を有する団体が少ないため、国家的視点から国が対応すべきという意見が多数**

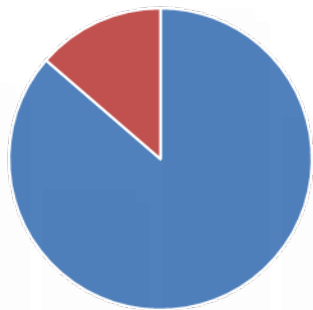
# ◆主な論点

## ①保護水準、保護・活用のバランス、全体の制度の整合性確保のための検討方法

### 【論点】

官民共同作業が重要な医療・学術分野とそれ以外の分野など、分野ごとの規制の統一の在り方

### 【意見】



- 分野ごと・個別法で検討
- 分野ごとでの規制に疑問

#### ◆分野ごとの検討、個別法による対応が必要

- 分野ごとにデータ利活用の有用性が異なると考えられることから、地域の実情に配慮しながら、分野ごとの規制の在り方について検討すべき
- 個人情報保護制度の抜本的改革ではなく、個人情報の利活用が真に必要なものとして、強いニーズがある分野に限定したうえで、分野毎の個別法により対応すべき
- 既に「次世代医療基盤法」により医療分野において法整備が進んでいるように、特定分野ごとの規制の統一について個別法による対応を検討すべき

#### ◆分野ごとでの規制に疑問

- 分野ごとに規制を統一することはあり得ると思われるが、そもそも分野を明確に切り分けることができるかは難しいのではないか
- 分野ごとに規制を分ける場合、分野の境界の設定が課題

**特定分野ごとに規制の統一の在り方を検討することについて、多くの団体は適当であるとの認識だが、利活用において真に必要なと認められる分野への限定や、個別法により対応すべきとの意見も存在**

# ◆主な論点

## ①保護水準、保護・活用のバランス、全体の制度の整合性確保のための検討方法

### 【論点】

地方公共団体ごとに条例で規律される内容が異なることへの認識

### 【意見】



■ 規律の差やむを得ない

■ 部分的統一は容認

■ 統一は必要

#### ◆規律の差はやむを得ない

- 現状、個人情報保護事務は自治事務であり、地方公共団体で規定内容が異なること自体は問題ではない
- 個人情報保護は、国に先行して地方公共団体が取り組んできたものであり、地方自治の趣旨から見て適切

#### ◆部分的な統一は容認

- 非識別加工情報や災害時行方不明者の氏名等公表などは、地方公共団体としても統一的ルールを求める声が高いように感じるが、団体ごとに条例に基づく運用の蓄積もあることから、全ての規定を統一する必要性は検討の余地があると考える

#### ◆統一は必要

- 個人情報の有用性の高まりなどを背景として、現状よりも効果的な個人情報の活用を図るのであれば、地方公共団体ごとに個人情報保護の水準、保護と活用のバランスが異なる点は是正すべき
- 個人情報保護制度の法による一元化を検討する場合、条例が不要となる程度の緻密性をもった法律を制定できれば問題ない

**地方公共団体による条例の制定経緯や地方自治の趣旨から、活用に関する規律などの特定分野での統一を容認する意見も含め、規律の差はやむを得ないとの認識が多数**

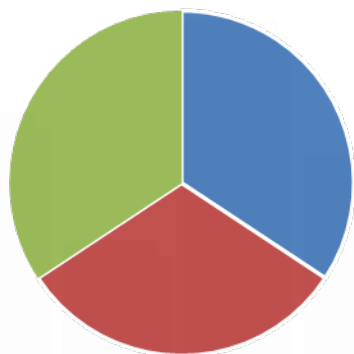
# ◆主な論点

## ①保護水準、保護・活用のバランス、全体の制度の整合性確保のための検討方法

### 【論点】

#### 個人情報保護と活用のバランスの確保の在り方

### 【意見】



- 保護を優先
- 統一的な対応必要
- 各団体が判断

#### ◆保護を優先して考えるべき

- 個人の権利利益の保護は最優先すべき事項であり、その上でいかに個人情報を効果的に活用するか検討し、保護と活用のバランスを確保すべき
- オンラインは有用であるが大きな危険も含み、一定の保護措置を求めるべき
- 個人の権利利益保護のための条例を国に先駆けて制定し個人情報の保護を行ってきた経緯を尊重し、現実的で具体的な活用の考えを示すべき

#### ◆国がルールを示すなど、統一的な対応必要

- 地方公共団体によって運用が異なることによって重大な支障を生ずる事項については、国が統一したルールを示すべき
- 保護すべき個人情報とは別に利活用できる情報を定め、利活用するための手続を定めることにより、両者のバランスをとることが期待できる

#### ◆各団体が判断すべき、支障なし

- 各地方公共団体において自主的に判断すべきものであり、現状において相違点があることはやむを得ない

**保護と活用のバランスについては、保護を優先に考えるべきという意見、統一的な対応が必要との意見、各団体が判断すべきとの意見が拮抗**

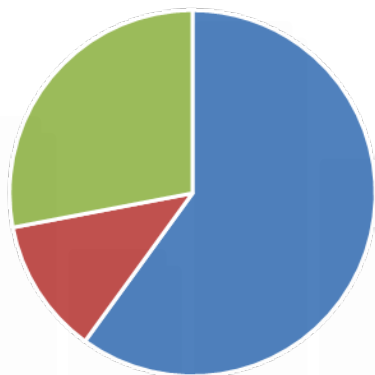
# ◆主な論点

## ②各地域の独自の保護・活用の要請への配慮と制度の安定性確保に必要な制度の在り方

### 【論点】

#### 地方公共団体ごとの個人情報保護制度の統一手法

### 【意見】



■法で統一

■法の枠組みの下での条例

■緩やかな統一

#### ◆法の規定を直接適用

- データの利活用を円滑化するためのルールや運用の統一をより効果的に行うのであれば、法の規定を直接適用する手法が望ましい
- 条例の主目的は個人情報の保護であるため、利活用については法令等の規定を直接適用する手法等を検討して欲しい
- 全国統一的な取扱いとするためには、できるだけ条例の委任事項を排除し、法の規定を直接適用する手法が望ましい

#### ◆法の枠組みの下での条例を制定

- 地方の実情を踏まえた規定が設けられるよう、法の枠組みの下で条例を定める手法が望ましい

#### ◆国の指針や助言による緩やかな統一

- 各地方公共団体に個人情報保護条例が整備・運用されている状況から、国の指針や助言により条例の内容や運用の緩やかな統一を図る手法が望ましい
- 地方公共団体は地域の実情に精通しており、実態に即した対応を図ることができることから、国の指針や助言により緩やかな統一を図る手法が望ましい

**個人情報の活用の観点等から法の規定を直接適用する手法が望ましいとの意見が多いが、地方公共団体による条例の整備・運用の経緯や地方の実情から緩やかな統一を求める意見もある**

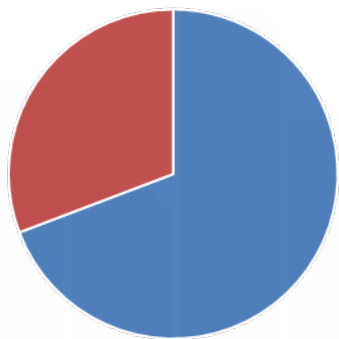
# ◆主な論点

## ②各地域の独自の保護・活用の要請への配慮と制度の安定性確保に必要な制度の在り方

### 【論点】

いわゆる条例の「上乗せ・横出し」など、条例で規律する範囲

### 【意見】



■ 認めるべき ■ 認めるべきでない

#### ◆条例による規律を認めるべき

- 現状の保護水準の確保を必要条件としたうえで、これまで地方公共団体が先行して取り組んできたことと、地方の実状に応じて規律できることに配慮した仕組みが必要
- 仮に法律において条例の内容を規律することが可能だとしても、各地方公共団体が既に運用している個人情報保護条例の実情を考慮し、「上乗せ・横出し」などの範囲は、各団体が自主的に検討すべき

#### ◆条例による規律を認めるべきでない

- データの利活用を円滑化するためのルールや運用の統一をより効果的に行うのであれば、条例で規律する範囲は狭い方が望ましい
- 条例の「上乗せ・横出し」などによる規律は、特に個人情報の活用の観点から問題があるため認めるべきではない

**地方公共団体による条例の整備・運用の経緯や地方の実情から、条例による規律を認めるべきとの意見が多数。一方、個人情報の活用等の観点から認めるべきではないとの意見もある**

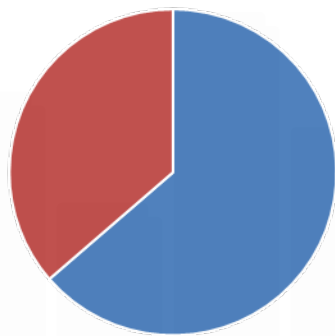
# ◆主な論点

## ②各地域の独自の保護・活用の要請への配慮と制度の安定性確保に必要な制度の在り方

### 【論点】

規律の種類（保護水準確保や保護と活用のバランスに必要な規律、手続的な規律）による統一の要請の程度の差異

### 【意見】



■ 統一の要請に違いあり

■ 統一が必要

#### ◆統一の要請には違いがある

- 各地方公共団体における運用上の取扱いの違い等があるため、規律の種類によって統一の程度は異なる
- 保護と活用のバランス確保のために必要な規律については、各地方公共団体の実状に応じた活用が図られていることから、統一の要請の程度は低い
- 規律統一の必要性を含め、各地方公共団体が既に制定し運用している個人情報保護条例の実情を考慮して検討すべき

#### ◆統一が必要

- 個人情報の保護と活用のバランス確保のために必要な規律と手続では異なるものと考えるが、Society5.0の確立を目指すなら手続的な規定は統一とすべき
- 国全体での制度の整合性を確保すべき背景は、災害対応や公衆衛生等の場面での全国的な課題が生じている状況にあること等があり、個人情報の取扱いに関するルールや運用の統一は必要

**地方公共団体による条例の整備・運用の経緯や地方の実情から、統一の要請の程度は異なるとの意見が多い。統一の必要性については、個人情報の活用の観点からの要請が強いとの意見もある**

## 【参考】

### 「基本的な考え方」に対する意見総括

- ✓ 多くの団体が、個人情報に関する我が国を取り巻く環境変化や有用性の高まりに対する要請を認識し、データの利活用についてのルールや運用の統一化についても一定の理解を示している。
- ✓ 一方で、医療・学術分野など要請の高い分野に絞った検討や、地方公共団体の実情に即した検討を求める意見もある。
- ✓ こうしたことから、統合的な個人情報保護制度の検討を拙速に進めることについて否定的な団体も一定数あり、各団体が自ら条例を制定・運用してきたことを念頭に慎重な検討を求めている。

## 2. 地方公共団体の個人情報保護制度に係る今後の検討の進め方に対する意見・要請

### ◆「中間整理案」における方針

検討会において、地方公共団体の意見を十分聞きながら、「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」における意見交換の内容も参考としつつ、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について具体的な検討を行うこととし、国及び民間の個人情報保護制度に関する検討と歩調をあわせ、年内を目途にその結果をタスクフォースに報告する

### ◆都道府県からの主な意見

- ✓ 国が地方公共団体に求める具体的な内容等を示した上で、その意見を十分に聞きながら議論して欲しい。
- ✓ 地方の個人情報保護制度の抜本的な内容変更を含むものであれば、半年の期間では議論が不十分ではないか。
- ✓ 当事者としての見直しへの参画や、結果の取りまとめに際し、地方公共団体への再度の意見照会をお願いする。

## 2. 地方公共団体の個人情報保護制度に係る今後の検討の進め方に対する意見・要請

### 【意見】

- スケジュールや結論ありきではなく、地方自治の本旨と個人情報保護制度の在り方を踏まえたうえで、今後、国策の観点から、国として、個人情報の保護を図りながら利活用を進めていくことに力点を置く必要があります、そのような制度の構築には法による一元化が不可欠であること、そして、その法的根拠はこうなっているということなど、まずは国としての考え・法的整理・統一的な取扱いとすべきものやその理由、国際的動向、実際の国の取組みとその必要性などを地方公共団体に丁寧に提示・説明したうえで、しっかりとした意見交換をすべき
  - 地方公共団体の個人情報保護制度のあり方の検討を行うに当たっては、国及び民間の個人情報保護制度に関する検討に伴い地方公共団体に求める具体的な内容等を示した上で、地方公共団体の意見も十分に聞きながら議論を行うとともに、地方自治や地方分権との関係についても配慮するなど、慎重な検討をお願いする
- 
- 国及び民間の個人情報保護制度に関する検討と歩調を合わせる必要もあるかとは思いますが、急ぐことなく、各地方公共団体の意見を十分に反映した検討を行って欲しい
  - 具体的な案について、各地方公共団体から意見を聴取するなど、地方公共団体の条例の運用、実情を踏まえ、十分に議論を行った上で制度の見直しを行うとともに、「年内を目途にその結果をタスクフォースに報告」とあるが、先に結論ありきでの対応とならないよう留意されたい
  - タスクフォースへの報告内容が、個人情報保護制度の抜本的変更内容を含むものとなるのであれば、半年で報告に至ることを目標とすると、議論が不十分になるおそれがあると考え
- 
- これまでの議論で地方の実態を確認し、意見を聞き取る機会が十分だったのか不明確。制度の見直しに当たっては市町村、都道府県の意見も知事会等を通じて丁寧に聞き取り、当事者として見直しに参画する必要がある
  - 特に「各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、制度の安定性を確保するため、どのような制度が考えられるか」との論点については、地方公共団体の個人情報保護制度（条例）のあり方に大きく関わることであり、結果のとりまとめに際しては、余裕をもって、十分な地方公共団体への意見照会をされたい

## 2. 地方自治体の個人情報保護制度に係る今後の検討の進め方に対する意見・要請

### ◆全国知事会としての要請

個人情報の利活用に対する社会的要請や国益の確保の観点からの全国的なルール・運用の統一化の推進には一定の理解を示すが、地方公共団体における個人情報保護条例の制定や運用の経緯を十分考慮し、次の点からの検討が進められるよう要請する。

#### ① 国において、統一的な規律・運用が必要な事項について具体的な根拠や制度運用等の在り方について見解を示した上で当該事項のみ先行して検討を進めることができないか

- ▶ 例えば、個人情報の「保護」と「活用」を仕分け、まずは「活用」に関する事項について、個人情報保護法や個別法等による全国統一的な規律や運用の仕組み等を検討するなど

#### ② その上で、地方公共団体における個人情報保護条例の差異の解消や国・民間との制度の調整・統一化を図る必要があれば、年内にこだわることなく、地方と十分に意見交換しながら、議論を行うことはできないか

- ▶ 我が国における個人情報保護法制は、先駆的な地方公共団体が国に先んじて条例制定し、制度化してきた経緯や地方公共団体ごとに実務の蓄積があることへの配慮として